

公 示

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり公示する。

令和8年5月1日

弟子屈町長 徳永 哲雄

1. 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 事業名 弟子屈町令和8年度一斉情報配信システム導入支援事業

(2) 事業概要

弟子屈町における、住民に対する災害時や緊急時の情報のほか、各種お知らせやイベント情報等をメールやLINE、FAX、電話、各種SNS等を通じワンオペレーションで配信するとともに、本システムで情報発信を行うアプリの活用により、町内の自主防災組織や自治会など特定の団体や個人に対する情報提供やこれらの組織間での連絡ツールとしての活用するためのシステム導入を目的とする。

(3) 事業契約期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加する業者は、下記に示す一定の条件を満たし、社会的信用及び実績を有するものであること。

(1) 令和7・8年度における弟子屈町の競争入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 業務を行うに当たり、法令等により官公庁等の許可又は登録を必要とする場合において、その許可又は登録を受けていること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく再生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 本町から指名停止処分を受けている者でないこと。

3. 担当部署

弟子屈町総務課防災係

〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号

電話 015-482-2912

FAX 015-482-2696

E-mail: jyouhou@town.teshikaga.hokkaido.jp

4. 参加表明書の提出等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加する者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類 参加表明書（別記様式第1号）

イ 提出先 「3. 担当部署」に同じ

ウ 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで

※持参による受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

エ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、ファックスによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期限内に提出先に必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、「3. 担当部署」において告示の日から配布する。また、弟子屈町役場公式ウェブサイトにも掲載する。

(3) 参加表明書及び関係書類を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することはできない。

(4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の確認を行い、確認結果を別途通知する。

5. 企画提案書の提出等

(1) 「4. 参加表明書の提出等（4）」の参加確認により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類 「弟子屈町令和8年度一斉情報配信システム導入支援事業」公募型プロポーザル実施説明書の「別紙：提出書類」による

イ 提出先 「3. 担当部署」と同じ

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、ファックスによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期限内に提出先に必着のこと。

オ 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月28日（木）午後5時まで

※受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (2) 提出された企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査（以下「審査」という。）を行う。なお、審査の日時、場所等は別途通知する。
- (3) 審査に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

6. 最良の提案をした事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準審査方法により提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした事業者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

7. 契約の締結

選定結果に基づき、弟子屈町令和8年度一斉情報配信システム導入支援事業公募型プロポーザル選考委員会が選定した受託候補者と協議し、契約を締結する。

8. その他

- (1) 受託候補者を選定したときは、受託候補者及び評価点数を公表するものとする。
- (2) 書類提出にあたっての留意事項
 - ア 提出書類についての作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限の問い合わせ、書類等の追加・修正は原則として行わない。
 - エ 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 詳細は、別紙「弟子屈町令和8年度一斉情報配信システム導入支援事業公募型プロポーザル方式実施説明書」による。